

関西労働者安全センター

関西労働者安全センター
2019. 5.10発行〈通巻第499号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



泉南型アスベスト国賠訴訟

遅延損害金の起算日を巡り初の判決 西山和宏.....	2
安全のきいわあど その28 墜落制止器具2	5
死ぬまで元気です vol.13 右田孝雄.....	9
韓国からのニュース	11
前線から	17
堺→岸和田→堺／中皮腫労災認定するも平均賃金の不当低額問題 自庁取り 消しから再決定 泉南／アトリエ泉南石綿の館、開館 発信の拠点できる	

4月の新聞記事から／19
表紙／「裁判を闘い抜いた原告たち」の銘板＜アトリエ泉南石綿の館＞

泉南型アスベスト国賠訴訟 遅延損害金の起算日を巡り 初の判決

ひょうご労働安全衛生センター事務局長 西山 和宏

福岡地裁小倉支部で争われてきた泉南型アスベスト国賠訴訟は、遅延損害金の起算日を巡り和解に至らず、3月12日に判決が言い渡された。

2017年4月11日に提訴したAさん（肺がん）の事件と2017年5月23日に提訴したBさん（肺がん治療中）の事件は、この間、福岡地裁小倉支部で争われてきた。遅延損害金の起算日について、原告は肺がんの発症日か遅くとも肺がんの確定診断日と主張し、国側は労災認定日であると主張し、約2年間に渡り争いが続いてきた。

損害が発生するのはいつか

大阪泉南アスベスト国家賠償訴訟の第1陣及び第2陣について、最高裁は国の責任を認める原告勝訴の判断を行った。これにより、大阪泉南地域にとどまらず、石綿製品製造工場で働いた労働者やその遺族が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件

を満たすことが確認された場合には、国から損害賠償金が支払われることになった。賠償金の額は、石綿関連疾患の種類と症状に応じて異なるが、国は賠償基準額の2分の1を限度として責任を負う。また、基本慰謝料に加えて、弁護士費用と遅延損害金についても支払われる。

今回問題となっている遅延損害金の起算日について、最高裁は「不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に何らの催告を要せず遅滞に陥る」と判示しており、泉南アスベスト国賠訴訟の判決（大阪高裁平成25年判決）では、石綿肺の場合は「（最も重い）じん肺管理区分決定日」、肺がんの場合は「肺がんの確定診断日」、びまん性胸膜肥厚は「労災保険支給決定日」、石綿関連疾患で死亡した場合は「死亡日」が損害の発生日としている。

ところが国は、AさんとBさんに和解案を提示した際に、「労災認定日」を遅延損害金の起算日として提案してきた。そのた

め原告は、肺がんと診断されてから労災が認定されるまでの間に損害が発生していないとの見解は不合理であり、泉南判決に従って「肺がんの確定診断日」にするよう求めた。しかし国が拒否したため、判決を迎えることになった。

原告と被告・国の主張

まず、大阪高裁平成 25 年判決における遅延損害金の起算点についての解釈である。原告は、「石綿肺は行政上の決定がなければ罹患自体が通常は認め難く、かつ、特異な進行性の疾患であるから『最も重い行政上の決定を受けた日』を損害発生日と判示した。肺がんに罹患した事実は、行政上の決定によるまでもなく、医療機関における病理組織検査等により認定することが可能」と主張。国は、「肺がんを含めた全ての石綿関連疾患について、その損害が最も重い行政上の決定日又は石綿関連疾患による死亡日」とであると主張した。

また、大阪高裁平成 25 年判決では、肺がん生存原告の損害発生日を「肺がんの確定診断日」としているが、国の主張は「大阪高裁判決がそのように判断した理由は明らかではないが、労災認定日となる復命書の決済印の日付が判読不能のために例外的にしたもので一般論を示したものではない」と主張した。

さらに原告は、医師による確定診断により肺がんの損害発生を認めることができると主張したのであるが、国は「確定診断のみでは、石綿に由来する肺がんであること

は明らかではない」と主張していた。

病気を発症した時から損害がある

A さんの場合、2008 年 9 月 26 日に「肺がんの疑い」と診断され、11 月 7 日に病理組織診断により「肺腺がん」との確定診断を受けた。その後、2008 年 12 月 4 日に労災申請を行い、労災認定されたのは 2010 年 2 月 9 日であった。肺がんを発症してから労災認定まで約 16 ヶ月の時間を要している。

B さんの場合は、2014 年 9 月 24 日に「右中葉肺がん」と診断され、10 月 15 日に病理組織診断により「肺扁平上皮がん」と診断された。2015 年 3 月 17 日に労災申請を行い、6 月 18 日に労災認定された。肺がんを発症してから労災認定まで約 10 ヶ月かかっている。原告の二人は、「肺がんと分かり、組織検査をし、手術をし、労災認定される前から痛みや苦しみはあった」「労災請求が認定されないと損害が発生しないとする国の主張は誤りである」と訴えてきた。

これまでも、全国各地の裁判所に提起された泉南型アスベスト国賠訴訟において、肺がんや中皮腫の治療中の原告について、遅延損害金の起算日を巡る争いが続いてきた。しかし、被災者である原告には、時間的な猶予は無く、国の誤りを指摘しつつも、泣く泣く国の提案する内容で和解するケースが続いてきた。

今回も B さんは、今年の年明けに肺がんが再発し、2 月 28 日に急ぎ手術を受け

ることになった。そのため、早期の解決を希望され、3月12日にやむなく国の提案に応じて和解することを決断されたのであった。

起算日は肺がん発症日

遅延損害金の起算日について裁判所は「原告（Aさん）について肺がんの発症が認められる平成20年9月26日と認めるのが相当である」と判断し、「肺がんについては、損害の発生を認定するに当たりじん肺管理区分認定や労災保険給付決定などの行政上の決定が必要であるとは認められない」として国の主張を全て退けた。

判決後の記者会見において原告のAさんは、「労災認定日はあくまで事務処理が終わった日。病気を発症したときから体調不良や手術による痛みはあった。認められて嬉しい」と語った。これまでの泉南型国賠訴訟においては、遅延損害金の起算日を労災認定日とする和解が定着しており、今後の訴訟に影響を与えようとする。

判決の翌日、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」と全国各地のアスベスト

訴訟弁護団との連名で、厚生労働省と法務省に対して「控訴しないこと」等を求める要請を行った。当日は、遅延損害金の起算日をめぐり神戸地裁と広島地裁で争いが続いている原告の二人も出席し、早期解決を訴えた。

神戸地裁の原告Cさんの場合、2012年3月に肺がんが疑われ、病理組織検査の結果4月25日に「肺腺がん」と診断された。労災申請を行ったのは2015年1月19日で労災認定されたのは2015年6月9日であった。Cさんは、若い頃に石綿製品を製造する会社に勤務していたが、僅か3ヶ月であったために肺がんの原因が石綿だと気付かなかったのである。国の主張によれば、Cさんの場合は肺がんを発症しても約3年間は損害が発生していないことになる。

要請行動で不合理さを訴えたが、国は3月25日に福岡高裁に控訴した。治療中の原告をいつまでも苦しめる国の対応に怒りを覚える。国の誤りを正すためには正しい判決を積み重ねるしかないが、原告には時間の猶予はない。今後の動きに注目していただきたいし、更なる支援をお願いしたい。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

**安全
センター
情報**

安全の きいわあど

その 28：墜落制止器具 2

被災のおそれがある危険な仕事

とても危険な仕事で、可能な限りの安全対策を講じて、相当の注意を払っていても被災するおそれがある。

この社会の中でそういう仕事はある。たとえば警察官や消防士、自衛官なんていうような、場合によっては命の危険も伴いそうな場面での仕事が期待されている職種はそのうちに入るだろう。当然、生命の危険から身を守る現場での判断基準も、可能な限り明確にし、それでも万が一、被災した人やその遺族には普通の公務災害補償以外に特別な給付や賞じゅつ金という弔慰金があり、死亡したら普通二階級特進となり、退職金などの給付金額にも反映することになっている。

それでは、特別な職業以外の普通の職場で、明らかに被災のおそれがあっても行う作業というのはあるだろうか。あってはいけないし、もしあったらその仕事は、他の作業と同様の十分な対策が講じられない限り放棄すべき…というのは、リスクアセスメントをやった後の措置で出てきそう。しかし実際の職場で、こういう場面があり得る。

また、低線量であっても被ばくを前提とした放射線下作業も将来の発がんという健康影響を考えるとこうした作業に含まれるだろう。ただここで取り上げるのはもっとどこにでもあり得る普通の仕事だ。

墜落制止用器具の例外？

前号「安全のきいわあど」で取り上げた高所作業のなかにその作業はある。

労働安全衛生規則の改正により、この4月1日よりこれまでの胴ベルト型の「安全帯」ではなく、「墜落制止用器具」（正確には「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」）の使用が義務付けられることになった。その墜落制止用器具はフルハーネス型が原則で、場合によっては従来的一本つりの胴ベルト型も認められる。しかし、柱上でロープを柱に回しがけし、それに身体を委ねて作業をするU字つりの胴ベルト型は「墜落制止用器具」とはみなされなくなった。

しかし、林業でみられる立木上の相当な高所で行う高所作業では、フルハーネス型や一本つりを使おうにも、フックをかける構造物が存在しないことがある。

労働安全衛生規則で「墜落制止用器具」の使用を義務づけながら、こういう例外があるということを前号では指摘した。そして、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）にこの問題への言及がないとしていた。しかしこれは誤りで次のような解説がされている。

「第4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用
(1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。」（傍線筆者）

新たに規定した墜落制止用器具を使用できない高所作業の存在を認めたうえで、その場合は代替措置をとることとしているわけだ。ただその代替措置が、保護帽だけというのは、考えてみれば恐ろしい話ではなからうか。万が一の場合でも大丈夫というのが墜落制止用器具であって、それが無理なら墜落はしょうがないから最後の最後に保護帽というのは作業者にとってみると落差がありすぎるのだ。

で、このガイドラインのもととなった「墜落防止用の保護具に関する規制のあり方に関する検討会」（平成29年6月13日）の記述を確かめてみる。ガイドラインと同様の記述があり、その「代替措置」の注釈として次の説明が加えられている。

「注3：従来、『労働者に安全帯等を使用させる等』の『等』には、荷の上の作業等であって、労働者に安全帯等を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれるとされている。」

たしかに労働安全衛生規則の条文は、「…

労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」（第518条第2項）と、「等」がひっついている。だからといって、保護帽が墜落防止の代替措置になり得るのだろうか。

つい最近も、筆者は今回の安衛則改正について説明をしたところ、貯水槽の清掃作業に携わる作業員から質問を受けた。2mを超える高さの貯水槽の上部に上り、作業をする場面があり、この場合は明らかに安衛則でいう墜落制止用器具が必要な高所作業になると思うが、貯水槽の形状や作業の頻度を考えると使用は不可能だと思うが、この場合は違反になるのかというものだ。

もちろん条文の「等」の話を説明し、厚生労働省の説明は、代替措置として保護帽を…という答えになるのだが、お互いになかなか腑に落ちない結論になってしまうのだ。

求められる作業に応じた 安全設備設置マニュアル

墜落・転落は死亡災害の型別発生状況で、26%を占めている（2018年）が、建設業に限ると死亡災害の47%を占めているという。さらに墜落災害の特徴を分析してみると、「屋根、屋上から」と「スレート、波板の踏み抜き」という屋根上作業での墜落災害が22.9%と最も多くなっているという（2015年）。

これは、工期や経費の関係から屋根の上に作業床を設置できず、墜落制止用器具に

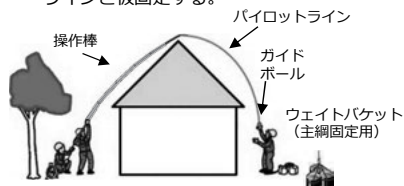
垂直親網（主網）の設置方法 ① 地上からの主網の設置のしかた

屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親網（主網）を設置します。主網の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

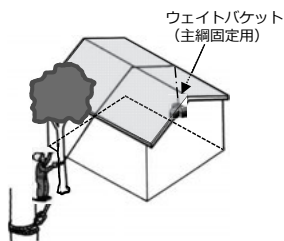
- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行う必要があります。

【作業手順】

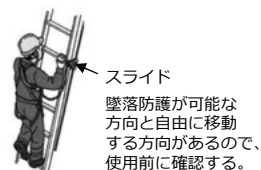
- ① 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主網をパイロットラインと仮固定する。



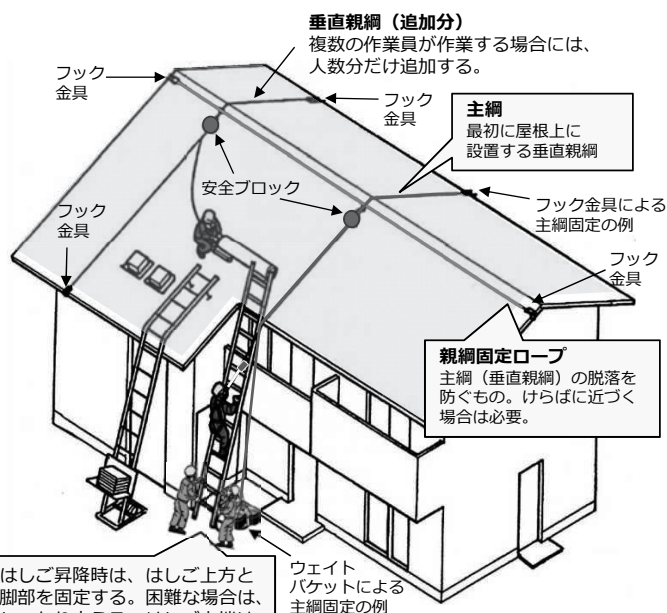
- ② パイロットラインと仮固定した主網を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主網を強固な構造物・樹木などに固定する。



- ③ スライドを主網に連結し、はしごを昇り屋根上上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主網に連結する。



【操作棒を使った地上からの主網設置の例】



- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



<主網固定器具の例>



※ウェイトバケットの重量は、この親網を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

ついても取付設備を配置せず、結局は何らの対策も講じないままの被災になってしまったという事例が多いからだ。

まさに安衛則の「等」による保護帽以外の対策がないままで重大災害が多発しているということになるわけだ。

これについては、2015年に建設業労働災害防止協会が「足場の設置が困難な屋根上作業－墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を策定している。墜落制止用器具を使用できるように安全設備設置の手順を誰にでもわかるように図解で説明するものとなっている（前ページ図参照）。

原因が明らかで重大な労働災害が多発しているという状況に、具体的な作業標準の周知を図ることはきわめて大切なこととい

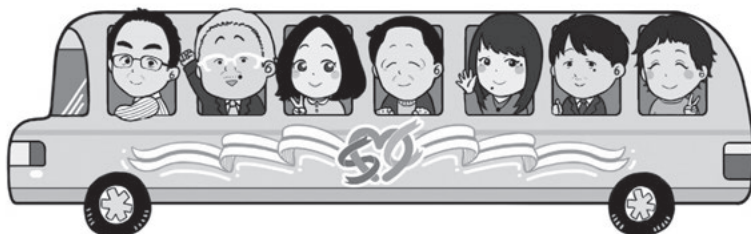
えよう。

同様な状態にある作業としては、はじめに書いた林業の立木上作業のほか、大型トラックの積み荷上での作業があげられる。また、貯水槽のような構造物に上る作業など、高所作業で安全対策を明確にして周知するような対策が今後も求められているといっ



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

死ぬまで元気です

Vol.13 右田 孝雄



こんにちは、中皮腫サポートキャラバン隊で日々日本中を駆け回りながら、2週間に1度オプジーボを継続中です。途中すったもんだしながらも頑張っって現在15回目を投薬いたしました。

さて、私が栗田英司さんと共同代表を務める「中皮腫サポートキャラバン隊」ですが、4月6日に静岡県男女共同参画センター「あざれあ」にて初の主催イベント「中皮腫サポートキャラバン隊 in 静岡」を開催しました。静岡県は栗田さんの生まれ故郷で、以前からキャラバン隊で行きたいねと言っていた場所なんです。栗田さんが静岡県立病院に入院していることもあり、静岡なら栗田さんも講演が可能ということで、一月前に企画し急遽実施にこぎ着けました。

準備期間が一月ということもあり、開催場所、懇親会会場、事前準備などにたくさんさんの協力を得てどうにか当日を迎えることができました。周知もほとんど私のブログと中皮腫ポータルサイト「みぎくりハウス」で行なっただけでしたので、集客はスタッフを入れても40人来ればいいところだろうと最大63人の部屋を取っていたのですが、受付を始めてびっくりでした。なんと開始前には60人を超していて、最終的に

中皮腫患者15人を含む64人もの方々が参加してくれました。

体調を考えて一時外出で病院から駆けつけた栗田さんには、最初に好きなだけ話して下さいと伝えていたのですが、実に40分も立って話され、彼の闘志を感じました。病院で療養しているときには考えられない目の輝き、そして頭の回転力、聞き手を引きつける話し方は元気な時を彷彿させるものでした。途中で「座って」とジェスチャーを送ってもお構いなしにどんどん話を進める辺りは、彼のこだわりさえ感じました。

「アスベスト被害・中皮腫患者の生き方」という題名で、(1) 自分自身の心に芽生えた気持ち、(2) 中皮腫患者特有の困難、(3) 目標設定を工夫する、(4) キャラバン隊活動をどのようにとらえるか、(5) 最期に、という順にここ数年での闘病中での栗田さんの心境の変化や状況、今後のことを自らの集大成のようにお話しされ、終わったときには参加者から惜しめない拍手が送られました。私は栗田英司という人間と出会えたことでここまで来れたと思っています。私にとって彼はまさに人生最高の相棒です。これからもゆっくり療養してもらいながら色々やりたいことを一緒にやっていきたいと思っています。



栗田さん（左）と著者

彼の講演の後は私が作詞した「中皮腫サポートキャラバン隊」のテーマソングを、彼や今闘病中の方々に届けたい一心で初披露しました。

「中皮腫サポートキャラバン隊」は第2章が始まったばかりです。まだこれから患者さんやご家族のためにやりたいことを皆さんの協力を得てやっていきますので、ますますの応援よろしくをお願いいたします。
(栗田さんの講演動画は <https://asbesto.jp/> でご覧ください)

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価：本体 1500 円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■過労による経済的負担は7兆ウォン

9日、韓国保健社会研究院が韓国雇用情報部の高齢化研究パネル1～6次資料を分析して、長時間労働とうつ病・脳心血管疾患の相関性を調べた「過労による韓国社会の疾病負担と対応方案」によれば、長時間労働は心血管疾患発生危険を47.7%増加させ、精神疾患発病危険を28.8%、死亡危険を9.7%高めるとされた。労働時間が週53～60時間の長時間労働者の脳心血管疾患発生危険比率は、週35～40時間働く労働者に比べて1.99～2.09倍高いと調査された。

これを経済的費用に換算したところ、週60時間以上の長時間労働による疾病負担は、3兆3600億～5兆5800億ウォンと推計された。また交代勤務のような非標準勤務時間による疾病負担は、2兆1200億ウォンと推定される。長時間労働と交代勤務など、過労による疾病負担は年間5兆～7兆ウォンに達すると計算された。

研究を担当した保健社会研究院の副研究委員は「過労による健康問題を防止するための最も根本的な代案は、過労そのものを減らすこと」と強調した。過労に対する産業災害補償の認定基準を緩和し、保険給与の保障性を拡大すべきだという提案し、「疾病の発生原因と関係なく、苦しむ労働者に普遍的な所得を保障する傷病手当制度のようなシステムを準備すること」も注文した。2019年4月10日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■仁川空港の手荷物処理施設の労働者の肺がん、初めての産災認定

公共輸送労組仁川空港地域支部によれば、勤労福祉公団は先月29日、17年間仁川空港の手荷物処理施設で働き、肺がんの判定を受けたAさんが産業災害と認定された。

Aさんが働いた仁川空港1ターミナルの地下手荷物処理施設では、仁川国際空港公社の子会社所属の労働者500人余りが働く。Aさんは17年間、地下で施設管理業務を行い、2017年12月に肺がん判定された。Aさんの肺がんを診断した病院は、作業環境有害要因ばく露評価報告書で「作業環境試料を分析した結果、2個の試料はばく露基準を超過した」とし、「長期間高濃度の粉じんにより周期的にばく露し、呼吸器系に否定的な影響を及ぼす可能性がある」と評価される」とした。実際にAさんと同じ場所で清掃作業をした労働者は、粉じん接触した顔面全体に紅斑・発疹・かゆみなどを訴えていたと判った。

支部は「手荷物処理施設の労働者の作業環境で、粉じんによる肺がんの発病が労災と承認されたのは初めて」で、「仁川国際空港公社と一緒に再発防止対策を作ることを目指す」と話した。2019年4月10日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

■元請け・下請け産業災害統合管理の効果が明らかに

下請け労働者の災害死亡を減らすために、今年から施行されている元請け・下請け産業災害統合管理制度が効果を挙げているという研究結果が出た。

元請け・下請け産業災害統合管理制度は、元請けの事故死亡万人率によって、元請け・下請けを合わせた事故死亡万人率が高ければ、元請け事業場の情報と元請け・下請けを合わせ

た死亡災害を公表する制度だ。昨年、常時労働者 1 千人以上の製造業・鉄道運送業・都市鉄道運送業で施行され、今年からは 500 人以上の事業場に拡大された。昨年 12 月の泰安火力発電所の非正規職キム・ヨンギョンさんの死亡事件を契機に、来年からは発電業・送配電業・電気販売業といった電気業種にも適用される。公共機関は 500 人未満の事業場でも施行する。

安全保健公団傘下の産業安全保健研究院の「元請け・下請け産業災害統合統計算出」によれば、昨年から元請け・下請け産災統合管理制度を導入した 1 千人以上の元請け事業者が、下請けの安全管理を強化した。

研究院が 103 事業場を対象に実施したアンケート調査で、85.5% が「制度施行後、下請け業者に対する安全管理と監督を強化した」と答えた。「下請け業者の安全教育が強化された」と答えた事業場は 78.6% だった。元請けの 73.8% は「安全規定、またはマニュアルを強化した」とし、71.8% は下請け業者の災害発生時の報告規定を厳しくした。

制度を施行した元請けと下請けでは、死亡事故が減っているという調査結果も出た。研究院が勤労福祉公団の産災保険加入事業場と療養申請の電算資料を分析したところ、制度を施行中の 1 千人以上の元請け 88 ケ所とその下請け業者を合わせた事故死亡万人率は、2017 年の 0.32 から昨年の 0.08 に、大幅に減少した。雇用労働部の産災報告資料を基準にすれば、同期間に 0.23 から 0.12 に減った。

研究院は報告書で「元請け・下請けの産災のレベルを評価できない限界はあるが、下請け業者に対する元請けの管理が向上したことを知ることができる」とし、「早急な制度定着のために、事業場の努力と政府の持続的なモニタリング・改善作業が必要だ」と注文

した。2019 年 4 月 15 日 毎日労働ニュース
キム・ハクテ記者

■「危険の外注化」防止の改正「産安法」、 下位法令は後退

パク・ファジン雇用部労働政策室長はこの日、昨年末に国会を通過して来年 1 月 16 日から施行される産業安全保健法の全面改正に伴う下位法令の改正案を公開した。

まず無分別な下請けによる「危険の外注化」を防ぐために、政府の事前承認を受けなければならない構内下請けの範囲を「濃度 1% 以上の硫酸・過酸・硝酸・塩酸の取り扱い設備を改造・分解・解体・撤去する作業」と規定した。改正法で労災予防義務を賦課した発注者の範囲を「製造業などは常時労働者 500 人以上の会社、建設業は施工能力評価額順位 1000 社に入る会社」と決めた。加盟店数が 200 店以上の外食業とコンビニ業の加盟本部も、設備と機械供給関連安全保健プログラムを作って施行するようにした。

また、スマートフォン配達アプリを運営する管理者に、配達労働者の運転免許とヘルメットなど、保護具の保有の有無を確認するようにし、安全運行のための措置義務を賦課した。建設現場の事故の時、元請けの責任を問うことができる賃貸機械の種類は、タワークレーンを始め、建設用リフト、抗打機、ハ



民主労総、故キム・ヨンギョン市民対策委、パノリムなど、市民社会団体の会員たちが 22 日午前、大統領府の前で、危険の外注化禁止の約束を破棄する産業安全保健法の下位法令を糾弾した。©キム・ミョンジン記者

ンマーの4種類を選定した。パク室長は「建設工事の請負人がレンタル業者と合同で安全点検を実施し、作業計画書の作成・履行の有無を確認するようにした」と話した。

労働界は、下位法令の改正案が産災を減らすには極めて不十分で、安易だと批判した。故キム・ヨンギョン市民対策委、民主労総、パノリム、労働健康連帯などは、先ず、産安法の全面改正案の国会通過を触発した西部火力発電所の下請け労働者キム・ヨンギョンさんが働いた電気事業設備の運転と設備の点検・整備業務、緊急復旧業務が、政府の請負承認の対象から脱落していると指摘した。政府の承認なしで他の会社の事業場に行って働ける構内下請けの範囲が依然として広いという指摘だ。また、元請けの安全責任を強化した建設機械の種類にも、掘削機、トラック類、移動式クレーン、リフト車など、多くの事故を起こす機械が除外されて実効性が疑われると指摘した。

重大災害が起きた後に出される作業中止命令を解除するために、会社が解除を申し込めば、勤労監督官が現場を確認して、4日以内に作業中止解除審議委員会を開いて解除の有無を決めるようにした改正案も、「拙速審議と解除に繋がる」ものと憂慮されるとして、「労組推薦専門家の委員会への参加を保障すること」を要求した。2019年4月23日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

■今年「最悪の殺人企業」にポスコ建設

キャンペーン団は24日、ポスコセンターの前で記者会見を行い、「ポスコ建設は昨年に産災死亡が最も多く発生し、亡くなったのは全部下請け労働者であった」として、会社を今年最悪の殺人企業に選定したと明らかにした。ポスコ建設の次は、セール電子(下請



け労働者4人など9人)、ポスコ(下請け労働者5人)、大林産業(下請け労働者4人など5人)、韓火(5人)等で死亡した労働者が多かった。「最悪の殺人企業」は、1年間に産災死亡が最も多く発生した企業に、民主労総と労働健康連帯、毎日労働ニュースが参加するキャンペーン団が、雇用労働部が発表する重大災害発生報告資料を整理して、2006年から選定してきた。

ポスコ建設では、昨年3月2日に釜山の海雲台エルシティ新築工事現場で、建築資材が落ちて下請け労働者4人が亡くなり、仁川の松島国際都市新築工事現場、忠南の瑞山化学団地増設工事の現場、釜山のトンネル工事現場などでも死亡事故が相次いだ。2015～2017年にも13人が亡くなっている。

また韓国西部発電と保健福祉部を特別賞に選定した。韓国西部発電は昨年末、泰安火力発電所でキム・ヨンギョンさんが亡くなり、その以前も8年間で11人の労働者が亡くなっている。また、保健福祉部には、看護師・医師など、病院労働者の続いた過労死、過労自殺、職場いじめによる自殺などが「病院事業場の構造的な問題、人員問題」なのに、これを正しく解決できない責任を問うとした。2019年4月24日 ハンギョレ新聞 チョ・ヘジョン記者

(翻訳:中村 猛)

前線から

中皮腫労災認定するも、 平均賃金の不当定額問題 自庁取り消しから再決定

堺→岸和田→堺

本誌2月号で報告した中皮腫で労災認定された50代男性電気工Tさんが、労災認定されたはいいが、想定より著しく低い給付基礎日額（平均賃金）にされた問題。

支給決定したのは岸和田労基署。

もともと労災請求を受け付けたのは、Tさんの最終ばく露職場となったS電気商会を管轄する堺労基署。

この堺労基署がTさんの「S電気商会での仕事で石綿ばく露したはずだ」という申し立てを、ずさんな調査によって否定。17年前に離職したN電気工事店を最終職場と判断し、ここを管轄する岸和田署に書類を送って岸和田署が支給決定を行ったのだが、当時の賃金記録がないために賃金統計に基づく平均賃金決定がなされた。

この額が、発症直前にS電気商会で支給された給与に基づく平均賃金計算額の半分近いものだった。

支給決定後、岸和田署にTさんに同行して「どうしてそのようなことになったのか？」について説明を聞いたところ、これはどうも大変おかしいぞ、ということになった。

Tさんが改めて詳細な報告書を1月22日に岸和田署に提出し、担当者で労災

課長に対して是正を求めた。

ここまでの、前号までのいきさつだ。

Tさんの報告書というのは、S電気商会のときに従事した堺市関係の現場で「石綿がある」と会社から言われた現場で石綿含有箇所と思われるところをドリルで穴をあけるなど作業をおこなったということについて、その現場の写真を撮りに行き、説明を付した内容であった。現場は、堺市の大浜高層住宅。

岸和田署に報告書を提出して再調査をもとめるとともに、堺市の担当部局に行き、大浜高層住宅での工事の説明をもとめた。工事資料や、石綿含有ということが真実であれば（Tさんはあくまで会社から聞いてい



大浜高層住宅（Tさん撮影）

ただけ) あるであろう石綿分析報告書を開示してくれと申し入れたのだ。

これに対して堺市はごく短期間に該当資料や石綿分析報告書(石綿含有あり)を提供してくれたので、その足でとなりの合同庁舎3階に入っている堺署労災課を訪ね、西山労災課長と担当者に入手した資料を示して「あなたたちはこれらの資料を堺市から取り寄せるという、当たり前の調査をしたのか?」と尋ねたところ「していません」と答えたので、Tさんといっしょに腹がたつやらあきれやら、であった。

その場でコピーをさせたが、労災課長は謝るでもなく、再調査するというでもなく、「岸和田署が決めたことですから」と言うばかりであった。

岸和田署にも行ったところ「堺からコピーを送って

きました」と呑気に話すので、「新たな資料を提出したのであるから、再調査して堺にもどしてくれ」と申し入れた。

こうして岸和田署がようやく動くようになった。その後、「審査請求もしといて下さいね」という「ありがたい」お話も労基署からあって、さらに怒りはつ

のつた。岸和田署が自庁取り消ししないという最悪の場合もあるので無論、審査請求もしておかざるを得ない。

ところが審査請求を受理した審査官から「休業補償支給決定処分の取り消しを求める審査請求をしているが、これはまちがいですよ。平均賃金決定の取り消しを求める審査請求を厚生労働大臣にしなさい」という電話が本人にあり、これも審査官に「そういうこともあり得るけど、支給決定処分

そのものを取り消すという審査請求でよいのだ!まわりのほかの審査官に聞いてみろ!原処分庁とも話をしているからそっちにも聞いてみろ!」というこれまで経験したことのない話をさせられた。その後、その新米審査官からは何の連絡もない。

なんでこんなにオカシナな人たちにあたるんだろうか。

話をもどすと、堺市関係ではもう一つ、大仙公園便所改修工事があったので、これについても大浜高層住宅と同様に堺市から工事資料と石綿分析報告書(石綿含有あり)を入手したのでこれも岸和田署に提出した。

堺市はこの件については親切であった。私たちは労基署が来たらよく説明してくれとも頼んだ。その後、岸和田署の複数の労災課員

5. 分析結果

・物件名称: 大浜高層住宅石綿含有量調査業務

試料 No.	試料名 (採取箇所・部位)	定性分析結果				石綿含有判定結果		定量分析結果	別添 データー No.
		X線回折分析法		分散染色法		石綿の 有 無	石綿の 種 類	石綿含有率 (%)	
		石綿の 有 無	石綿の 種 類	石綿の 有 無	石綿の 種 類				
1	1F共用廊下 天井塗材 内壁 仕上げ塗材	有・無	Chr	有・無	Chr	有・無	Chr	1.1	1-1～1-8

大浜高層住宅石綿含有量調査結果抜粋

が堺市を訪れたと聞いたが、その後ほどなくして、岸和田署が自庁取り消し処分をおこない、堺にもどしたという連絡を受けた。

ようやく本来の適正な平均賃金に基づく堺署の支給決定をいまかいまかと待っていた年度末に近くなったころ、堺署の西山課長から「局の方に話があがっているからもう少しかかる」というおかしな話があり、こんどは4月にはいってすぐ、ナント「局から本省にも協議した結果、やっぱり審査請求でやってもらうことになった、岸和田署の自庁取り消しは(またこれを)取り消しになります」という前代未聞の電話がかかってきた。

もはや大騒ぎにすることを覚悟したのであったが、数日して西山課長から「やっぱり堺署で決め直すことにしました」との連絡があった。

全然信用できないなかで待っていたが、4月15日付で岸和田署の変更決定(本件保険給付について、一旦当署において支給したが、再調査の結果、最終ばく露事業場が堺労働基準監督署管内であると認められ

たため)、堺署の支給決定がTさんに送られてきた。

この間、岸和田署の支給決定に関する資料が開示され、決定に至った調査復命書を読むことができた。

堺署がこの件を岸和田署に移送した理由が判明した。

「発症時に所属していたS電気商会での石綿ばく露は認められず、労働者としての最終ばく露は岸和田署管内のN電気工事店であると認められる」ということだった。

堺署は、N電気工事店からS電気商会までの間の本人が職歴申立書で述べた会社に対して、「雇用関係および石綿ばく露作業の有無に係る確認調査について(以来)」と題した簡易な調査回答票を送付し、その回答に基づいて、雇用関係があるかどうか、石綿ばく露があるかどうかを判断していた。

事業主の回答によって、労働者性や石綿曝露の有無について本人の申し立てに疑問が生じた場合でも、一切本人には再聴取等は行わないまま決定していた。

雇用関係については、質問項目に「当該労働者の雇

用の有無」で有か無を回答させ、無であれば、最後の質問「7 当該労働者について」に飛んで、「雇用関係ではなく請負関係であった」か「全く知らない」の2択で回答させる、というものだ。

労災保険における労働者性の判断は、形式上や呼称上、一人親方とされたり、請負とされたりしている場合は、実質的に使用従属関係があるかどうかを慎重に判断しなければならない。

しかし、堺労基署の調査票はそうした観点がまったく欠落している。

結局、堺署の岸和田署への移送判断は、S電気商会における石綿ばく露作業を見落とした大きな誤り、という点だけではなく、労働者性判断などおけるきわめてずさん、安易な調査方法という見過ごせない問題点によって構成されていたことがわかったのだった。

後者の問題点については、次号以降で改めて報告したい。



アトリエ泉南石綿の館、開館 発信の拠点できる

泉 南

4月20日、泉南市の「泉南石綿の碑」において「第5回泉南石綿の碑記念式」が開催され、泉南市と阪南市の市長を含む125名が集った。午後からは、111名が参加しての賑やかな懇親会、泉南アスベストの会総会が行われた。過去最高の参加者となった。

今年最大のトピックスは、地元で石綿の危険性を訴え続けた医師梶本政治氏を記念する「アトリエ泉南石綿の館」が開館したことだ。

政治氏の長男である梶本逸雄氏が泉南アスベストの会とともに、旧医院兼自宅を解体新築するのに合わせその一角に建築したもの。

泉南アスベスト問題そしてアスベスト問題を発信する拠点として、この日スタートした。日本におけるアスベスト問題では初めての記念・資料館となる。

懇親会の最後に逸雄氏の娘さん（政治氏の孫）と夫君があいさつされ、亡き政治氏とアトリエ開館の思いを話された。その中で紹介された「聴診器を口で『はあ〜』と暖めて胸にあててくれる優しい祖父でした」というエピソードは実に胸を打つものがあった。

以下、アトリエ前に掲示された「梶本政治医師由緒」を紹介する。



梶本逸雄氏

梶本政治先生は1953年旧信達町牧野（現泉南市）のこの場所で、小さな内科医院を開業した。以来80歳の没年まで、町医者としてこの地の医療に携わった。

先生は、石綿紡織業に由来する健康被害から目をそらさず、その危険性に警鐘を鳴らしつづけた。当時盛んだった石綿は泉南地域の重要な地場産業だった。

欧米の文献を読みこなし、そこで得た知見を各地の医療機関、保健所、労基署、食品・加工工場、自治体、研究者に送りつけ、警告を発した。先生がB4用紙に綴り、妻タミエと子供たちがガリ版印刷を手伝った。膨大な手書きの文書が今も残っている。

当時外国の文献は高価だった。医院収入のかかなりの部分が取り寄せ費用を含む資料代に費やされ、生活は楽でなかったと聞く。旧宅の畳の部屋は本の重みでゆがんでいた。

先生の行動は研究や医療にとどまらなかった。工場労働者と近隣住民に多発した石綿肺と肺がん。その悲惨さを誰よりもよく知る先生は、足繁く石綿工場を訊



アトリエ泉南石綿の館の館内展示

ねて、直接工場主に危険性を訴えた。

それは防じん設備の強化だけでなく、時に操業を止

めるよう迫る内容だったため、経営者の強い反発を受けた。当然に工場内で役所では又JRの駅頭で、数々のトラブルを引き起こすこととなった。

寡黙で人付き合いは苦手だった。

変人奇人扱いされることもあった。しかし先生の存在は、いま石綿被害根絶のために闘う人々を限りなく励ます。

と同時に、先生がこの地の住民の一人であったという事実は、被害を知らながらここで生き、時に利を得、沈黙したわれわれを、からも免罪してくれているように思う。

原付バイクの後ろに茶色の木箱を乗せて往診に回っていた、ありし日の先生の姿をなつかしみつつ、この一文を捧げる。

2019年4月20日

泉南アスベストの会 有志

2019年4月21日 朝日新聞大阪版朝刊

石綿の館は、健康被害に対する国の責任を認めた2014年の最高裁判決を、泉南地域の人々が勝ちとるまでの足跡を後世に伝えようと建てられた。「私たちの闘いが姿になりました」。開館式に参加した泉南市の南和子さん(76)は喜んだ。南さんの父親は、息苦しさのたうち回った末の2005年2月に91歳で亡く

石綿(アスベスト)被害となった。自宅近くの工場か

泉南資料館が開館

石綿被害との闘い 後世に



梶本政治医師の遺品に見入る来館者＝泉南市信達牧野

と闘った人々の歴史を伝える資料館「アトリエ泉南石綿の館」が20日、かつて石綿工場が林立していた泉南市信達牧野の地で開館した。

石綿(アスベスト)被害となった。自宅近くの工場か

石綿の館は27日まで連日見学可能(午前10時～午後4時)。その後の見学希望者は泉南アスベストの会(090・8126・6333、090・7968・0395)へ。(下地)

1陣原告に名を連ねた。明治期に興った泉南地域の石綿産業は、戦前・戦後を通じて地場産業だったために、長くくひそ話を話としてしかその被害が語られなかった歴史がある。この風潮に立ち向かったのが町医師の梶本政治さん(1913～94)だ。梶本医師は1953年、石綿工場が集まり「いわた村」とも称された地区に個人医院を開き、石綿の危険性を終生訴えた。南さんは「ようやく梶本先生に光があてられた」と言葉を詰まらせた。梶本医師の跡地に建つ石綿の館は27日まで連日見学可能(午前10時～午後4時)。その後の見学希望者は泉南アスベストの会(090・8126・6333、090・7968・0395)へ。(下地)

4月の新聞記事から

4/1 KDDIは、入社2年目の20代社員が2015年9月に自殺し、2018年5月に労災が認定されたと発表した。自殺した社員には、1カ月90時間を超える時間外労働時間があった。同社は労働基準監督署から、長時間労働およびサービス残業に関する是正勧告を2017年9月に受け、さらに、該当社員にかかるサービス残業についての是正勧告や労働時間管理・メンタルヘルス対策の改善についての行政指導を2018年6月に受けていた。2017年11月には社員4613名に総額約6億7000万円の未払い賃金を清算した。

岐阜県関労働基準監督署は労働者死傷病報告を遅滞なく届け出なかったとして、(株)中川組(各務原市)と同社の代表取締役を労働安全衛生法第100条(報告等)違反の疑いで岐阜地検に書類送検した。昨年8月美濃加茂市内の長良川鉄道線路脇の草刈り工事現場で、同社の労働者がのり面の草を草刈機で刈っていたところ金属片が跳ね、近くで作業をしていたブラジル人労働者が右眼球破裂で失明した。代表取締役は病院に搬送するなどの処置をせず、労働者は翌日、自分で病院を受診した。労災保険を使わずに治療をしていたが、同年11月頃に病院の顧問弁護士・社会保険労務士から同労基署に連絡があり、違反が発覚した。

4/3 JAXA(宇宙航空研究開発機構)で人工衛星の管制業務をしていた男性が2016年に自殺した問題で、土浦労働基準監督署が自殺の原因に過重労働と上司とのトラブルがあったとして労災認定したと遺族が公表。システム会社の社員で31歳だった佐藤幸信さんは、2015年10月からJAXAの筑波宇宙センターで温室効果ガスの観測などを行う人工衛星「いぶき」の管制業務にあたっていた。およそ15時間におよぶ夜間の勤務が月7回あったことや、上司からの叱責が自殺の原因として、労災認定された。

パナソニックの子会社「パナソニックアドバンステクノロジー」(門真市)に勤めていた男性が、違法に解雇されたとして、従業員としての地位確認などを求めた訴訟が、大阪高裁で和解した。会社側が解決金として3200万円を支払う。3月14日付。男性は2007年組合活動を巡り、社長に「殺すぞ」などの暴言を受け、その後、適応障害と診断されて13年に解雇された。一審判決は「合理的な理由がない」として解雇を無効と認め、会社に未払い賃金の支払いを命じていた。労災認定や損害賠償を求める訴訟も起こしていたが、和解を受けてすべて取り下げた。

4/11 沖縄県金武町金武区事務所勤務した20代男性職員が上司によるパワハラで自殺したとして、両親が当時の区長と同僚の2人を相手に慰謝料など計約1億円の損害賠償を求めて那覇地裁に訴訟を起こした。沖縄労働基準監督署は既にパワハラ被害として労災認定している。男性は2015年5月に金武区事務所へ就職、区長は当初から威圧的な態度で怒鳴り、男性の人格や人間性を否定し、雇用を不安にするような発言を繰り返したという。男性はうつ病を発症し17年5月に自殺した。

4/12 京都市山科区の勤修中のグラウンドで、交通安全教室に出演していた「ワーサル」(東京都渋谷区)

のスタントマンのアルバイト男性が交通事故の再現中に、トラックにひかれた。男性は胸や腹を強く打ち、7時間後に死亡した。男性は歩行者が道路の横断中に車にはねられる事故の再現で、時速10キロで走行するトラックのバンパーにしがみつki、安全に着地する想定だったが、失敗して地面に落ち、車体下に巻き込まれた。

高知県聴覚障害者情報センターに勤務していた手話通訳士の女性が、業務でうつ病になったとして労災認定を求めた行政訴訟の判決があり、高知地裁は発症と業務の因果関係を認め、高知労働基準監督署の不支給処分を取り消すよう命じた。女性は、センターに採用された直後から睡眠状態が悪くなり2012年8月から13年1月まで休職した。裁判長は女性に通訳業務が集中し、対外的な交渉までしたが上司の支援が得られず、孤立したと指摘した。

4/14 「三菱総合研究所」が厚生労働省の補助金を受けて今年2月に行った実態調査で、訪問介護のヘルパーの約半数が利用者からのハラスメントの被害を受けた経験があることがわかった。「訪問介護」や「特別養護老人ホーム」などの介護現場で働く1万人余りが回答した。被害の内容は「精神的暴力」が81%、物を投げつけるなど「身体的暴力」42%、「セクハラ」37%だった。ハラスメントを受けて仕事を辞めたいと思ったことがある人は約3割に上った。シンクタンクは被害を防ぐための事業所向けのマニュアルも作成、複数で訪問することや何がハラスメントに当たるかあらかじめ利用者に伝えること、悪質なケースは契約を解除することなど対応策を示している。

4/16 肺の病気で2015年に亡くなった男性について、原因は漁船に乗っていた頃のアスベスト被曝にあるとして、長野県に住む長男がマルハニチロ(旧:大洋漁業)に3850万円を求めて、東京地裁に提訴した。男性は1948~1979年までの30年以上、機関士として捕鯨船などに乗船し、船舶の保守点検などに携わった。

4/20 大阪府吹田市の薬局に勤めていた女性が2016年に自殺したのは、社長や上司らのパワハラが原因として、遺族が運営会社や社長らに計約8800万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こす。14年10月から正社員として調剤薬局で勤務。翌年3月から社員旅行の幹事を担当したが、他の幹事2人が退職したため、ほぼ1人で準備し、帰宅が午前0時を過ぎることもあった。8月にうつ病と診断され、会社側と休職について話し合う予定だった16年1月4日、出勤前に命を絶った。遺族は16年11月、茨木労働基準監督署に労災を申請。労基署は労災と認めなかったため、再審査を請求している。

4/25 厚生労働省は、過労死の労災請求などがあった全国8494事業所を対象に昨年11月に実施した集中取り締まりで、33%に当たる2802事業所で違法な残業があり是正を勧告したと発表した。うち868事業所で月100時間超の残業をしていた労働者がいた。残業時間が月150~200時間だったのは142カ所、月200時間超も34カ所あった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル ー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
			骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－	

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259